

国分寺市まちづくり条例施行規則別表第3の1の項第3号ア  
に規定する反射材の付いた車止め及び道路予定地であること  
の表示に関する整備基準

令和5年2月  
(改正) 令和8年4月

(目的)

第1条 この基準は、国分寺市まちづくり条例（以下「条例」という。）  
第76条第1項第3号ア及びイ並びに同項第4号に規定する道路予定地  
が、将来、隣接する土地の開発事業に伴い、道路として整備され、他  
の道路に接続することがあることに照らし、国分寺市まちづくり条例  
施行規則別表第3の1の項第3号アに規定する反射材の付いた車止め  
の設置及び道路予定地であることの表示について、整備基準を定める  
ものである。

(反射材の付いた車止め及び道路予定地であることの表示)

第2条 道路予定地に設置する反射材の付いた車止めの構造は、別図を  
標準とし、条例第49条第1項に規定する開発事業申請書を提出する前  
までに、当該車止めの位置、仕様等について担当課（都市づくり課）  
と協議すること。

2 前項の車止めには、今後の土地利用によって、通り抜け道路が整備  
されるなど、交通環境に大きな変更が生じることを予め周知するた  
め、別図の内容を記載した告知板を設置すること。

附則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別図

反射材の付いた車止めの構造

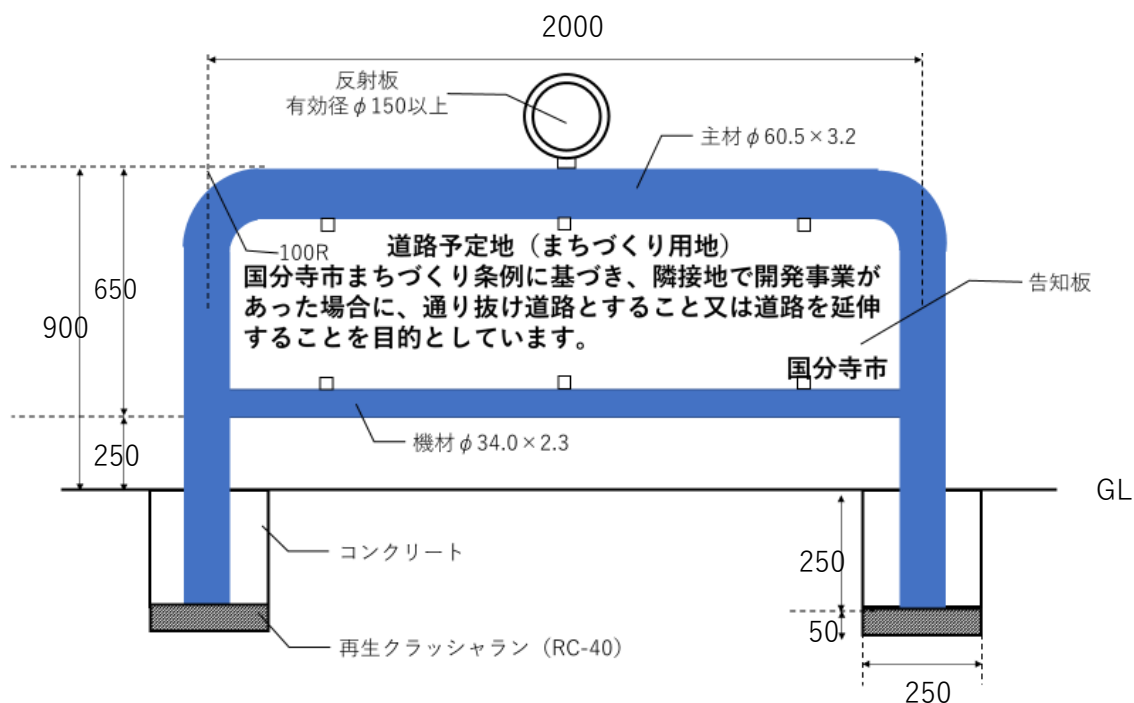
車止め支柱：ステンレス製（白）・主材φ60.5／機材φ34.0

告知板：アルミ又はアルミ複合プラスチック製（白）、t=2.0以上  
文字（黒・ゴシック系フォント）

※ 告知板は、風雨により破損することのないよう作成すること。

※ 車止め支柱と告知板の間に隙間が生じないように固定すること。

（立面図）



（断面図）

